エネルギー価格・物価高騰、価格転嫁及び賃上げ対策
並びに燃料油・石油製品の安定供給に関する要望

令和８年１１月

島　　根　　県

エネルギー価格・物価高騰、価格転嫁及び賃上げ対策
並びに燃料油・石油製品の安定供給に関する要望

エネルギー価格・物価高騰、価格転嫁及び賃上げ対策並びに燃料油・石油製品の安定供給の推進に当たっては、地方の実情を踏まえ、ご対応いただいていることに感謝申し上げます。

エネルギー価格や物価の高騰、行き過ぎた円安は、依然として続いており、県民生活、農林水産業、商工業等に甚大な影響が生じています。

また、全国的には好業績を上げている大企業を中心に賃上げが実施されているものの、地方の中小企業・小規模企業者では十分な賃上げが実現していないことなどから、大都市と地方との実質賃金の格差が拡大し、若年層の大都市への転出に拍車をかけることにもつながります。

加えて、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の更なる高騰と供給不足の懸念によって、県民生活と県内経済に様々な影響が生じています。

よって、行き過ぎた円安の是正をはじめ、県内事業者が経費の増加分を適正に価格転嫁できる取引環境の整備や、県内事業者におけるすそ野の広い賃上げを可能とする支援の拡充、燃料油・石油製品の県内での安定供給を実現することなどが求められております。

国におかれましては、本県のこのような状況を斟酌され、引き続き、万全の対策を取られるよう、対応をよろしくお願いいたします。

令和８年１１月

島 根 県 知 事　　**丸　山　達　也**

島根県議会議長　　**山　根　成　二**

１．エネルギー価格等の高騰対策及び燃料油・石油製品の安定供給

社会経済活動の基盤となる電気、ガス、ガソリンや灯油等のエネルギー価格の高騰及び中東情勢の緊迫化による燃料油・石油製品の供給の不安定化は、公共交通、物流、医療、農林水産業、商工業など広範囲にわたり国民の生活・事業活動に多大な影響を及ぼしている。

地方においても地域の生活・経済を守るべく、生活者支援、事業者支援等の地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施し、物価高騰等に対応してきたが、円安や予期しない国際情勢の変化などにより、エネルギー価格の高騰や燃料油・石油製品の供給の不安定化が続くと、県民の生活や事業活動に一層影響を及ぼすことから、次のとおり対策を行うこと。

⑴　エネルギー価格の高騰に対する負担軽減策については、エネルギーの種別に関わらず価格高騰の状況に応じて支援を継続するなど、国として責任を持って機動的に実施すること。

また、エネルギー価格の高騰は全国的な課題であるため、支援を実施する場合はＬＰガス及び特別高圧電力についても、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金の価格高騰対策と同様に、国が全国統一的な対策を講じること。

⑵　地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置するとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するため、地方に対する交付金の繰越要件の緩和や対象事業の拡大等の機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。

また、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金に係る支援が継続され、ＬＰガス及び特別高圧電力への国の一律支援が実施されない場合、速やかに交付金を追加で措置すること。その際、交付金の総額については十分に確保すること。

⑶　国民の生活や事業者の経済活動に必要な燃料油・石油製品の供給が滞ることがないよう、石油備蓄の放出に加えて、ペルシャ湾岸諸国からの輸入再開のためにあらゆる対策・対応を講じること。

あわせて、原油の調達先を多角化するための取組を進めること。

２．行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策

行き過ぎた円安は、エネルギー価格や物価の高騰を招き、国民の生活や、中小企業・小規模企業者など多くの企業の経営に悪影響を及ぼしている。また、物価上昇は実質賃金の減少にもつながっている。

特に、中小企業・小規模企業者の比率が高い地方においては、十分な価格転嫁が行えず、円安による物価高に負けない賃上げが進まないことから、大都市以上に実質賃金が減少し、若者の将来不安がより大きくなり、大都市への転出に拍車をかけていると考えられる。

したがって、実効性のある為替政策を行うほか、日本銀行において、円安の原因となっている日米の金利差の圧縮につながる政策金利の適切な引上げを含めた金融政策が行われるよう連携することなどにより、行き過ぎた円安の改善に取り組むこと。

３．地域の経済情勢への対応

⑴　県内企業においては、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格・原材料価格の更なる高騰、人件費の上昇などにより利益が圧迫され、大変厳しい経営環境にある。全国的には大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。

加えて、令和８年度の最低賃金改定では、全国加重平均で過去２番目に高い前年比56円の引上げとなるなど、高水準の引上げが続いている。また、社会保険料についても、最低賃金の引上げに伴い、いわゆる「年収106万円の壁」として認識されている賃金要件がなくなり、社会保険に加入する短時間労働者が増加することや、賃金引上げに伴う標準報酬月額の上昇により、中小企業等における負担増が見込まれる。あわせて、令和７年６月に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第74号）」に基づき、企業規模要件の段階的な撤廃など、被用者保険の適用拡大が進められている。

最低賃金の大幅な引上げと被用者保険加入対象者の拡大により、賃金と社会保険料の事業主負担が二重に増加し、中小企業等には過重な負担となり、事業や雇用の継続を阻害しかねない。

一方、政府の対策は、既存の助成制度などの運用改善にとどまり、最低賃金引上げや社会保険料の負担増に対応できるような包括的かつ抜本的な対策は実施されていない。

さらに、米国の関税措置により、輸出産業を中心として、国内産業や経済への影響が依然として非常に強く懸念されている。

ついては、次のとおり対策を行うこと。

①　県内中小企業・小規模企業者の持続的な経営のためには、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境を早急に整える必要があることから、発注企業に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など、国として責任を持って実効性のある価格転嫁対策を講じること。

②　中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含め、可能なあらゆる手段を講じること。

③　賃上げや社会保険料負担の原資確保が難しい事業者が必要とする各種の助成金等や、これらの事業者が利用可能な、生産性向上、省エネルギー・省コスト、省力化、新事業展開、販路開拓等の包括的かつ抜本的な支援策を十分な予算を確保した上で、早急に実施すること。また、既存の支援策に設定されている「従業員１人当たり給与支給総額の年平均成長率の増加目標」等、達成が困難な要件を見直すこと。なお、これらの支援策による効果が十分に確認できない場合には、経済状況や企業の実情を評価・分析した上で、最低賃金引上げの政府目標の達成時期を柔軟に見直すこと。

④　米国関税措置への対応として、国内の産業や経済への影響を最小限にするよう、随時、日本経済への影響を分析し、状況等を分かりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること。

また、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないよう、監視を強化・徹底すること。

⑵　エネルギー価格・物価の高止まりが続いている上、全国的な賃上げの動きにより、地方の中小企業等においては資金繰りの深刻化が懸念される。また、政策金利の上昇により中小企業者等の借入金利の上昇が見込まれることから、信用保証料を含めると事業者負担が大きくなる。

ついては、令和７年３月に創設され、令和９年度末まで措置されることとなっている「協調支援型特別保証」について、令和９年度の信用保証料補助率を令和８年度と同率に据え置くなど、信用保証料の引下げを行うこと。

⑶　昨今の物価の高騰に加え、中東情勢の緊迫化による資材価格の更なる高騰により、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、「第１次国土強靱化実施中期計画」も踏まえて必要な予算を確保すること。

４．農業者・漁業者等への支援

⑴　燃油・肥料や配合飼料等の高止まりが続いている上、中東情勢の緊迫化による資材価格の更なる高騰が懸念されることから、農業者・漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、以下の措置を講じること。

①　価格が高止まりしている化学肥料の代替として、堆肥や汚泥を含む国内資源の活用を推進すること。他方、化学肥料を全て代替することは困難なため、化学肥料原料を安定的に確保するとともに、価格急騰時の補填制度を創設すること。

② 漁業経営セーフティーネット構築事業について、長引く原油価格の高止まりにより、補填基準価格は上昇し続けており、補填額の減少が懸念される。また、ガソリン・軽油の暫定税率は廃止されたものの、燃油価格動向は不透明であることから、漁業経営への影響を注視し、必要に応じて漁業者の負担を軽減させる措置を講じること。

⑵ 資材高騰下でも経営の継続を確保するとともに、将来にわたる食料の安定供給という観点から国産農水産物の生産を拡大するため、省エネ技術の導入や、コスト削減・省力化など生産性向上につながる生産基盤の整備等への支援を強化すること。

⑶ エネルギー価格・物価高騰の終息が見通せない状況にあることから、農林漁業セーフティネット資金に係る特例措置を延長すること。

⑷ 肥料、飼料、燃油等の資材価格の高止まりが続いている上、中東情勢の緊迫化により更なる生産資材の高騰が懸念されており、経営の先行きが見通せない状況が続いている。再生産が可能となる適正な価格形成の仕組みの構築のほか、国産農水産物や有機農産物の消費拡大に向けて、その価値が国民に的確に理解される取組を積極的に行うこと。

５．医療機関・社会福祉施設等への支援

エネルギー価格・物価の高騰が続く中、医療機関・薬局、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設、児童養護施設・保護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。加えて、中東情勢の緊迫化により更なる影響が懸念されている。

また、サービス提供や施設運営にかかる費用は、公定価格であるために自ら価格を決定することができず、価格転嫁をすることができないことから、経営に大きな影響を与えている。

人口減少や高齢化の進展といった地域の実情を踏まえ、地域の医療機関・社会福祉施設等を守り、維持することにつながるような公定価格を設定するなど、必要な対策を講じること。

６．生活困窮者への支援

長期に渡る物価高騰の影響を受け、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分配慮した効果的な支援策が実施できるよう検討するとともに、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業に対する国庫補助率の引上げなど、十分な財政措置等を講じること。